

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」のご案内

食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金（一時金）が支給されます。ひとり親世帯とその他の世帯で申請方法や支給時期が異なりますので、ご確認ください。



ひとり親世帯

【対象者】

- 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方（所得制限により全部停止となっている方を除く）
- 公的年金等を受給していることよって令和5年3月分の児童扶養手当が支給されない方
- 右記①・②以外の方で、仕入れ等により物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

【申請方法】

- ①の方は申請不要です。
- ②・③の方は申請が必要です。

申請書に必要事項を記載して、役場1階子ども支援課に提出してください。

また、申請書を提出される際は、申請書に記載してある書類の添付をお願いします。

※申請書は、町のホームページよりダウンロードしていただくか、子ども支援課窓口にて配布いたします。

【給付額】
対象児童1人につき5万円

【支給時期】

- ①の方については、5月に支給しました。
- ②、③の方については、申請を受け付け次第、順次支給をします。

【申請期限】

令和6年2月29日（木）必着

ひとり親以外の世帯

【対象者】

- 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯分）」を受給した方
- ①のほか、令和5年3月31日時点で18歳未満（障がいのある子については20歳未満）の子の養育者であって、次のいずれかに該当する方

・令和5年度市町村民税（均等割）が非課税である方
・仕入れ等により物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が市町村民税（均等割）非課税相当となった方

【申請方法】

- ①の方は申請不要です。（対象の方に通知をします）
- ②の方は申請が必要です。

申請書に必要事項を記載して、役場1階子ども支援課に提出してください。

また、申請書を提出される際は、申請書に記載してある書類の添付をお願いします。

※申請書は、町のホームページよりダウンロードしていただくか、子ども支援課窓口にて配布いたします。

【給付額】

対象児童1人につき5万円

【支給時期】

- ①の方については、6月中旬に支給します。
- ②の方については、申請を受け付け次第、順次支給をします。

【申請期限】

令和6年2月29日（木）必着



ひとり親世帯



ひとり親以外の世帯

◆問い合わせ先

子ども支援課 子ども支援担当

☎0748-52-6583

令和5年度の国民健康保険税額が決定します

国民健康保険は、毎日の生活の中でいつ起こるかわからない病気やけがのときに、安心して医療が受けられるように、加入者の皆さんで支えあう制度です。

国民健康保険税は6月に決定します。税額は、前年の所得に応じた額(所得割額)と、被保険者1人あたりの額(均等割額)、1世帯あたりの額(平等割額)を合計した金額となっています。なお、「広報ひの」5月号でお知らせしたとおり、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等による国保被保険者の減少が見込まれるとともに、医療の高度化や長期化による1人あたりの医療費が伸びていることから税率引き上げ改正を行っています。ご理解いただきますようお願いいたします。



○令和5年度 国民健康保険税 税額

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護納付金分
①所得割額【税率】	6.40%	2.90%	2.15%
②均等割額【被保険者1人】	21,000円	10,000円	10,500円
③平等割額【1世帯】	20,000円	9,500円	6,500円
④賦課限度額	650,000円	220,000円	170,000円

①は、令和4年中の所得金額から基礎控除額の43万円を控除した額に税率をかけて算出します。

○低所得世帯に対する軽減

令和4年中の世帯の所得(世帯主と被保険者等の合算)が次の要件に該当する場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

7割軽減・・・総所得430,000円+100,000円×(給与所得者等^{〔※1〕}の数-1)以下の世帯

5割軽減・・・総所得430,000円+(290,000円×被保険者数^{〔※2〕}+100,000円×(給与所得者等^{〔※1〕}の数-1)以下の世帯

2割軽減・・・総所得430,000円+(535,000円×被保険者数^{〔※2〕}+100,000円×(給与所得者等^{〔※1〕}の数-1)以下の世帯

〔※1〕一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方)をいいます。

〔※2〕被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行された方を含みます。

○子育て世帯に対する軽減

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入されている未就学児(令和5年4月1日現在で6歳未満)の被保険者の方は均等割額を5割軽減します。

また、低所得世帯の軽減対象に該当する未就学児の方は、軽減適用後の均等割額から5割軽減します。

なお、軽減適用後の均等割額は右のとおりです。

未就学児が加入している世帯の均等割(軽減後)

世帯の状況	令和5年度の均等割	
	医療分	後期高齢者支援金分
7割軽減	3,150円	1,500円
5割軽減	5,250円	2,500円
2割軽減	8,400円	4,000円
軽減なし	10,500円	5,000円

【例】4人世帯

(給与所得者1人、配偶者1人、子2人の場合)

	給与所得者数
軽減割合	1人
7割	43万円以下
5割	159万円以下
2割	257万円以下

国民健康保険税は必ず期限内に納めましょう！

国民健康保険税を特別な理由もなく1年以上滞納されると、保険証が交付できなくなります。保険証がないと病院等で診察を受けたときに一旦全額を負担するほか、本来受けられる給付も受けられなくなります。

なお、災害等の事由により国民健康保険税の納付が困難な場合は、申請により減額が受けられる場合があります。

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎ 0748-52-6570